令和８年１０月７日　東京地方裁判所刑事第１８部宣告

令和８年（わ）第１０８１２号、第１１９３８号　弁護士法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

主　　文

被告人弁護士法人Ａを罰金２００万円に、被告人Ｂを懲役２年に処する。

被告人Ｂに対し、この裁判が確定した日から３年間その刑の執行を猶予する。

被告人弁護士法人Ａが株式会社Ｃ銀行に対して有する別紙預金債権のうち１４６万１８４０円に相当する部分を没収する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人弁護士法人Ａ（以下「被告法人」という。）は、東京都港区ａｂ丁目ｃ番ｄ号ｋビルｍ階に主たる事務所を置き、訴訟事件及び非訟事件等に関する行為その他一般の法律事務等を目的とする弁護士法人、被告人Ｂ（以下、単に「被告人」という。）は、被告法人の代表弁護士、株式会社Ｄは、横浜市ｅ区ｆｇ丁目ｈ番地ｉｊ号室に本店を置き、退職代行業と称する業務等を営むもの、Ｅは、同社代表取締役として、同社の業務全般を統括する者、Ｆは、同社執行役員兼退職支援事業部部長として、退職代行業と称する業務の管理等を行っていた者であるが

第１　被告人は、被告法人の業務に関し、弁護士ではなく、かつ法定の除外事由もないのに報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務の周旋をすることを業としていたＥ及びＦから、別表１記載のとおり、令和６年５月２４日頃から令和７年２月２１日頃までの間、前記ｋビルｍ階において、勤務先からの退職手続における代理等の法律事務について弁護士への委任が必要としているＧら８９名の紹介を受けてこれを受任し、もって報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務の周旋をすることを業としていた者から事件の周旋を受け

第２　被告人は、被告法人の業務に関し、弁護士ではなく、かつ法定の除外事由も

ないのに報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務の周旋をすることを業としていたＥ及びＦが、勤務先からの退職手続における代理等の法律事務について弁護士への委任を必要としている退職希望者を被告人に紹介をした周旋の報酬として得た犯罪収益の取得につき、正当な報酬であるかのように装って事実を仮装しようと考え、Ｅ及びＦと共謀の上、令和６年５月下旬頃、東京都内又はその周辺において、同報酬がアフィリエイト広告業務委託費である旨の虚偽の内容の契約書を作成した上、同年７月２２日頃から令和７年３月１０日頃までの間、７回にわたり、前記株式会社Ｄの従業員をして、前記報酬をアフィリエイト広告業務委託費と仮装した虚偽の内容の請求書を作成させて同社から被告法人にメール送信させ、被告法人の事務員をして、被告法人から、Ｈ銀行株式会社Ｉ営業部に開設された前記株式会社Ｄ名義の普通預金口座へ、別表２記載のとおり、Ｇら８９名の退職希望者の周旋にかかる報酬合計１４６万１８４０円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（量刑の理由）

被告法人の代表弁護士である被告人は、弁護士でないのに報酬目的で法律事件に関して法律事務の周旋を業としていた退職代行業者から、約９か月の間に８９名もの依頼者の周旋を受けたもので、弁護士に対する社会の信頼を害しかねない犯行である。また、紹介料として合計１４６万円余りを、アフィリエイト広告業務委託費と仮装して退職代行業者に支払った点も、巧妙で悪質である。弁護士でありながら、自らの利益を優先して法令の遵守を軽視した被告人の責任は重い。

他方で、被告人はいずれの犯行も認めて謝罪し、弁護士業を廃業する旨述べるなど反省の態度を示しており、前科もないなど、酌むべき事情も認められる。

以上の事情を考慮し、被告人に対しては、主文の刑に処した上でその刑の執行を猶予し、被告法人に対しては、主文の罰金刑に処するのが相当である。

（求刑　被告法人について罰金２００万円、没収、被告人について懲役２年）

令和８年１０月９日

東京地方裁判所刑事第１８部

裁判官　　村　　田　　千　香　子

（別紙　省略）

（別表１　省略）

（別表２　省略）